

都・千葉県・埼玉県・神奈川県・千葉市・さいたま市・川崎市・横浜市)と内閣が一体となって行うこととしている。毎年、八都県市の中から一つの自治体が幹事役をして実施している。

「ビッグ・レスキュー東京2000」は、東京都が幹事役の年であったことから、大規模な訓練をすることができたのである。2006年9月には、また東京都が幹事役となるので、東京都の北部で埼玉県との連携を重視した訓練を計画している。東京都としては、これら一連の訓練で検証したいことは次の四つである。第一は、「国と都の救援活動の連携要領」、第二は、実際に高層ビルが林立する「都心部での救援活動」、第三は、「大規模な自衛隊による救援活動」の検証であった。第四は、災害時に都民と直に接するファースト・レスポnderである市区町村の危機管理担当者の訓練、第五は、隣接する県や市との連携行動である。

従来の防災訓練では多くの場合、警察や消防の訓練参加人員に見合った規模の自衛隊員(例年は数百名)が参加した。したがって、大震災のとき大規模な部隊が出動した場合に実際に現場で起こる問題を検証することが困難であった。この訓練の主眼は、警察・消防・自衛隊と海上保安庁・ボランティアという四つの違った力を連携させて、「足し算」ではなく「掛け算」となるように力を発揮させることであった。

四者の組み合わせを工夫して、 $1 + 1 + 1 + 1 = 4$ ではなく、5にも6にもしようと考えたのである。何といっても、警察と消防は何処に誰が住んでいるかといった地元に関するきめ細かい情報を持っている。また、災害時に限らず警察は「警備と統制維持」のプロであり、消防は「消火と救急医療」のプロである。

自衛隊や海上保安庁は、地元の細部は知っていないが、ひとたび現地に到着して行動を開始すれば、救出・救急医療・給水・給食・通信・輸送・宿泊・入浴設備の開設など、「長期滞在型の多機能な救援活動」を続けることができる。他方、ボランティア・グループは、現場への到着は少し遅れるが、それぞれの被災者一人ひとりに「きめの細かい支援」をすることができる。人間の身体

に喩えれば、自衛隊と海上保安庁は大動脈、警察と消防は動脈、ボランティアは毛細血管であると言えよう。

従来のように、500名程度の参加人員で20,000人規模の部隊の動きをシミュレートすることは、「スケール・エフェクト (Scale effect)」(注:小さい模型で起こったことを、そのまま拡大しても実際の物で起こること一致しない)があつて難しい。小は大を兼ねないからである。

今回のように、阪神・淡路大震災に出動した部隊の三分の一以上の規模で部隊の動きを検証して初めて、実際に近い状態で三自衛隊の統合した指揮・統制・通信・情報(C3I)、航空運用、補給輸送等のための問題点を浮かび上がらせることができる。このような理由で、「ビッグ・レスキュー(Big Rescue)」と言う訓練名が示す通り、史上最大規模の「ビッグ(Big)」な防災訓練となったのである。ただ、「大きいことは良いことだ」と言うような単純な理由からではないのである。

6. 国民保護法に基づく訓練も

国民保護法は、11章195条からなる有事法制の中核をなす法律で、2004年の6月14日に可決・成立、9月17日に施行された。これに基づいて、2005年3月25日、「基本指針」が閣議決定された。2005年4月からの平成17年度に入ると、各省庁と各都道府県は「国民保護計画」、指定公共機関(民放、日赤、電気・ガス事業者など)は「国民保護事業計画」の策定に着手した。2006年3月31日までは、47都道府県全ての計画が、国との協議を経て閣議了承される運びとなる。

平成18年度に入ると、都道府県から「一つ降りたレベル」の各市町村で「国民保護計画」、各指定地方公共機関で「事業計画」の策定作業が行われることになる。「一つ降りたレベル」と言えば誤解されがちだが、これこそ「護るべき市民そのものに一番身近なレベル」であり、これこそ国民保護法制定の本義なのである。

国民保護法が発動される事態は、先述した四つの「武力攻撃事態」と、原子力事業所・石油コンビナート・ターミナル駅・列車に対する爆破テロなどの四つの「緊急対